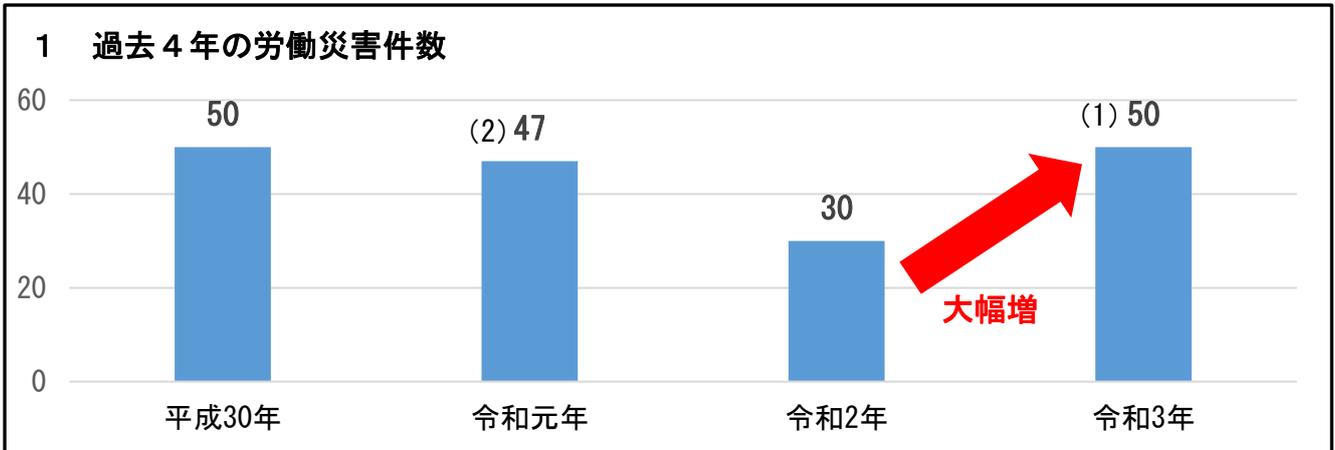
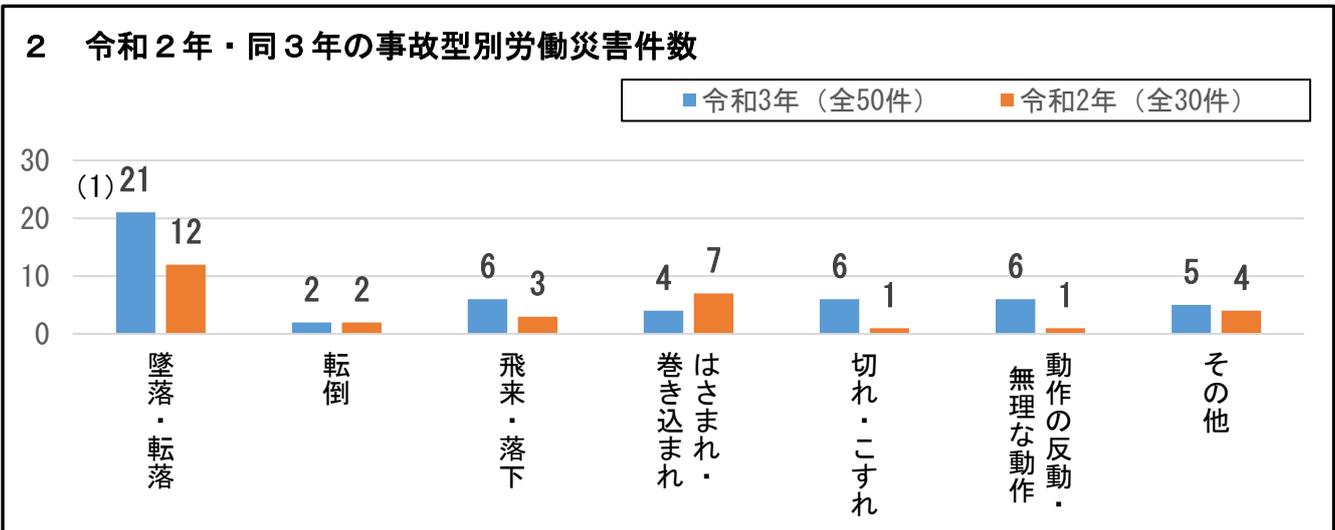


建設業の労働災害が増加傾向にあります ストップ 労働災害！！

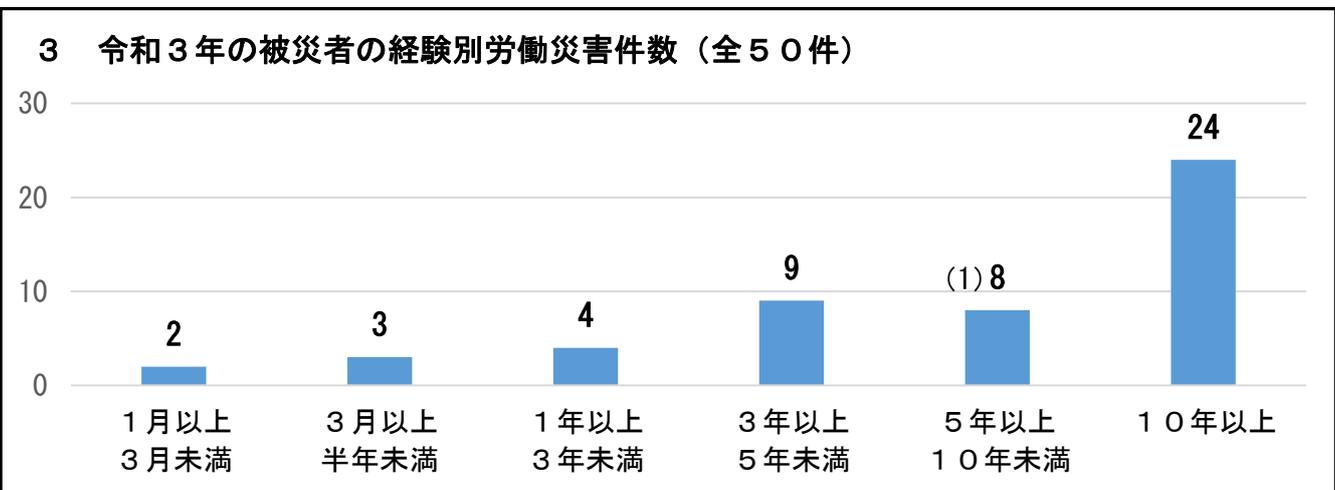
令和3年は山口労働基準監督署管内で建設業の労働災害が増加傾向に転じました。
 (以下は山口労基署管内の建設業における休業4日以上⁽¹⁾の死傷災害件数)
 ※ () の数値は死亡災害で内数



令和2年に比べ、令和3年は66.7%増の50件発生しました。



令和2年に比べ、「墜落・転落」「切れ・こすれ」「動作の反動・無理な動作」が大きく増加しました。



10年以上のベテランの方の割合が全体の半数近く(48%)を占めました。

労働災害防止のため、裏面の事項を参考にしてください。

令和3年の労働災害発生状況をふまえた留意事項

1 墜落・転落

(1) 屋根上での作業

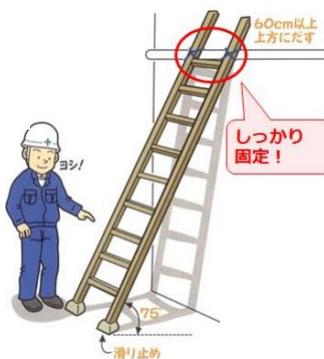
屋根上で墜落防止対策を取らずに作業を行い、墜落して死亡する災害が発生しました。**高さ2m以上で墜落・転落の危険がある作業場所では、原則手すり等を設ける必要があります。また、手すり等を設けることが困難な場合は、親綱を張って墜落制止用器具を使用するなど、必ず何らかの墜落防止対策を取ってください。**



※参考にしてください。「足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント」



(2) はしご・脚立



令和3年に発生した墜落・転落災害21件のうち、**はしご・脚立からの転落が10件(47.6%)と約半数を占めました。**

なお、10件のうち5件が骨折等を伴う休業1か月以上の重傷でした。はしごの転移防止、脚立の天板上で作業をしない、昇降は慎重に行うなど、**基本的事項の徹底**をお願いします。

※参考にしてください。「はしごを使う前に／脚立を使う前に」



※高さに関わらず墜落・転落のおそれのある作業では、万が一を防ぐため、保護帽を着用しましょう！

2 切れ・こすれ

グラインダーを右手のみで保持して使用し手元を誤って左手を切る、カッター等の刃をむき出しで置いたままにして誤って接触する災害等が見られました。グラインダー使用時は両手で保持する、誤って刃に触れないように片付けるなど、**リスクの低減措置を確実に図ってください。**



3 動作の反動・無理な動作



6件ともすべて昇降設備から降りる際に足をひねる、雨で濡れたブルーシート上で滑る、床に置かれた足場板につまづくなどして、**転倒には至らなかったものの無理な体勢となり足を負傷したものでした。**

昇降設備を下るときや雨天時の通行は特に足元に注意してください。また、日頃から通路には余計な物を置かないようにして、**通路の有効保持**に努めてください。

今日も1日ゼロ災害で！！ ご安全に！！